

# 「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」 構成案について

(令和6年度策定)

教育指導課・支援教育課

# これまでの委員会での構成案に向けたご意見

## 第1回

それぞれの立場の委員から現状の共有

### 【報告内容】

- 世田谷区の小・中学校の現状
- 世界の動向
- 国連による日本への勧告内容
- 国や都の施策について

## 第2回

ガイドラインの目的・対象について議論

### 【論点】

- 基盤となる条例、計画、施策
- 長期的な目標や指針の必要性
- 組織的な支援体制の整備
- 教育委員会の役割の明確化

## 第3回

ガイドラインの構成案について議論

### 【論点】

- 基本方針について
- 校内体制・組織の重要性
- 現在の取り組みについて
- 庁外との連携構築

以上を踏まえ、教育委員会内の検討を経て、構成案の前提を作成した。

# 「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」構成案の前提について

## 世田谷区の関連する条例

- ・世田谷区子ども条例
- ・世田谷区障害理解の促進と地域共生の実現をめざす条例
- ・世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

### 【条例の趣旨】

区民が様々な状況や状態にかかわらず、互いの多様性、自己決定権及び人権を尊重し、異なる価値観を認め合い、共に自分らしく暮らし続けることのできるインクルーシブな地域共生社会の実現を目指している。

## 世田谷区の児童生徒の現状（令和5年度）

- 外国籍の児童生徒は460人※日本語初期指導受講者は88人
  - 令和4年度、性的マイノリティの相談を学校にした児童生徒は24人
  - 医療的ケア（看護師配置）のある児童生徒は14人
  - 令和4年度、不登校児童生徒は1,540人
  - 特別支援学級に在籍している児童生徒は660人
  - 特別支援教室に在籍している児童生徒は1,782人
  - 通級指導教室に在籍している児童生徒は212人
- ⇒ 上記の合計は約5000人。全小中学生の約10%にあたる

## ◇世田谷区教育委員会の基本方針

基本方針3 多様性を受け入れ自分らしく  
生きる子ども

- 他者を思いやり、尊重し、違いを認め  
支え合いながら生きる
- 多様性を尊重しながら共に学び共に育つ
- 文化や言語、国籍、年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、あらゆる他者との  
違いを受け入れる認め合いながらコミュニケーションを図る

基本理念へ

# 「せたがやインクルーシブ教育」の目指すところ

## 「せたがやインクルーシブ教育」の基本理念

世田谷区の条例や子どもたちの実情を踏まえて「せたがやインクルーシブ教育」の基盤となる基本理念を定める。

自ら学びの  
在り方を選ぶ

一緒にいること  
で学び合う

自分のしたい  
ことを叶える

## 世田谷区のインクルーシブ教育の定義

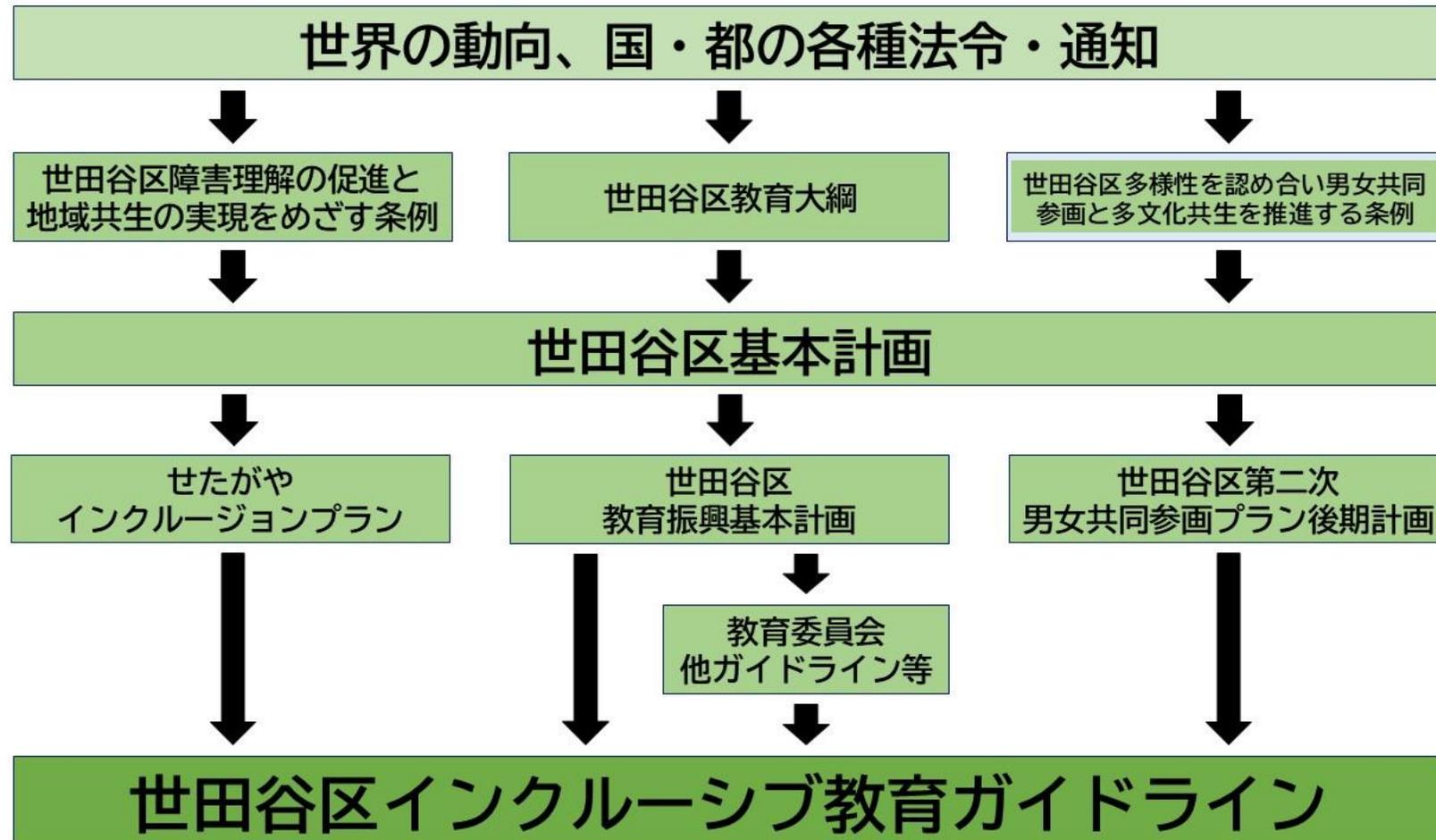
学校・家庭・地域が共通認識をもって世田谷区の子どもを育むために

「せたがやインクルーシブ教育」の定義を定める。

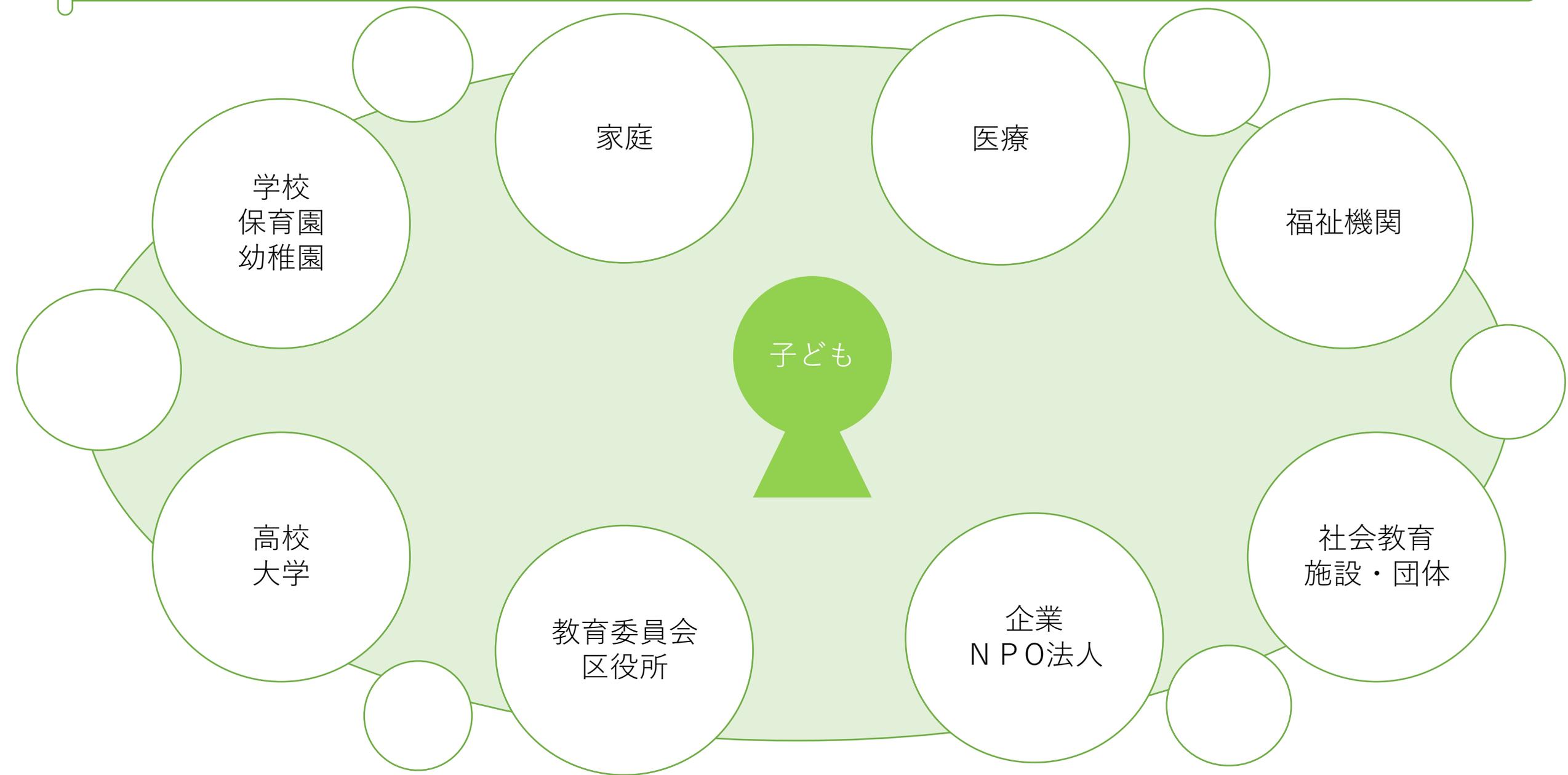
子どもが安心して自分らしさを発揮し、共に学び共に育ち、  
自分の思い描いた未来を叶える

# ガイドラインの位置付け

区の条例、計画、教育大綱等と本ガイドラインに関する位置付け（関係性）を明確にして整合性を図る。



# 「せたがやインクルーシブ教育」と地域ネットワーク

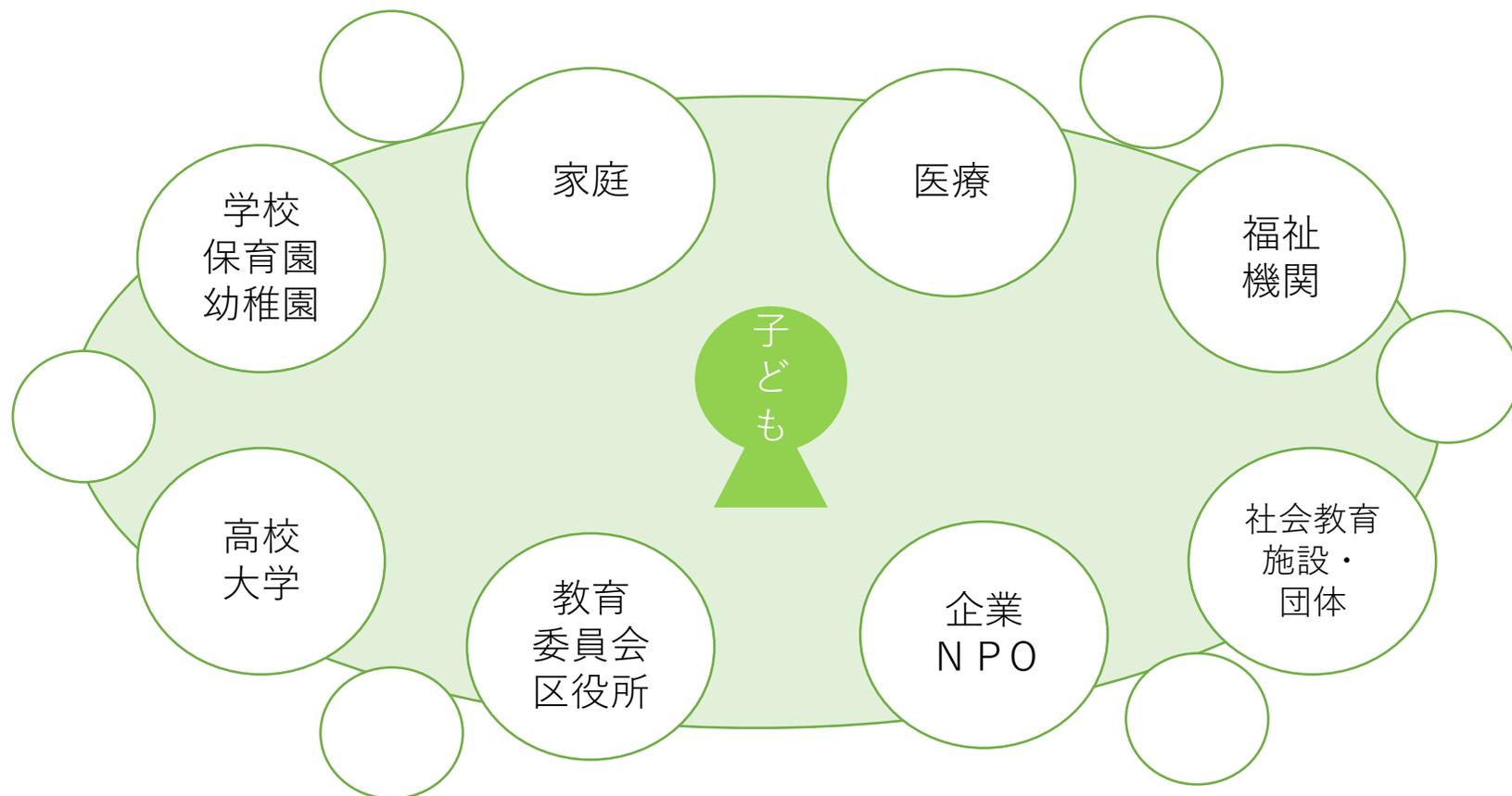


## 地域との連携

インクルーシブ教育を推進するためには地域社会全体で取り組むことが重要である。そのためには地域のネットワークを構築し連携していく必要がある。

### 【具体的な取組】

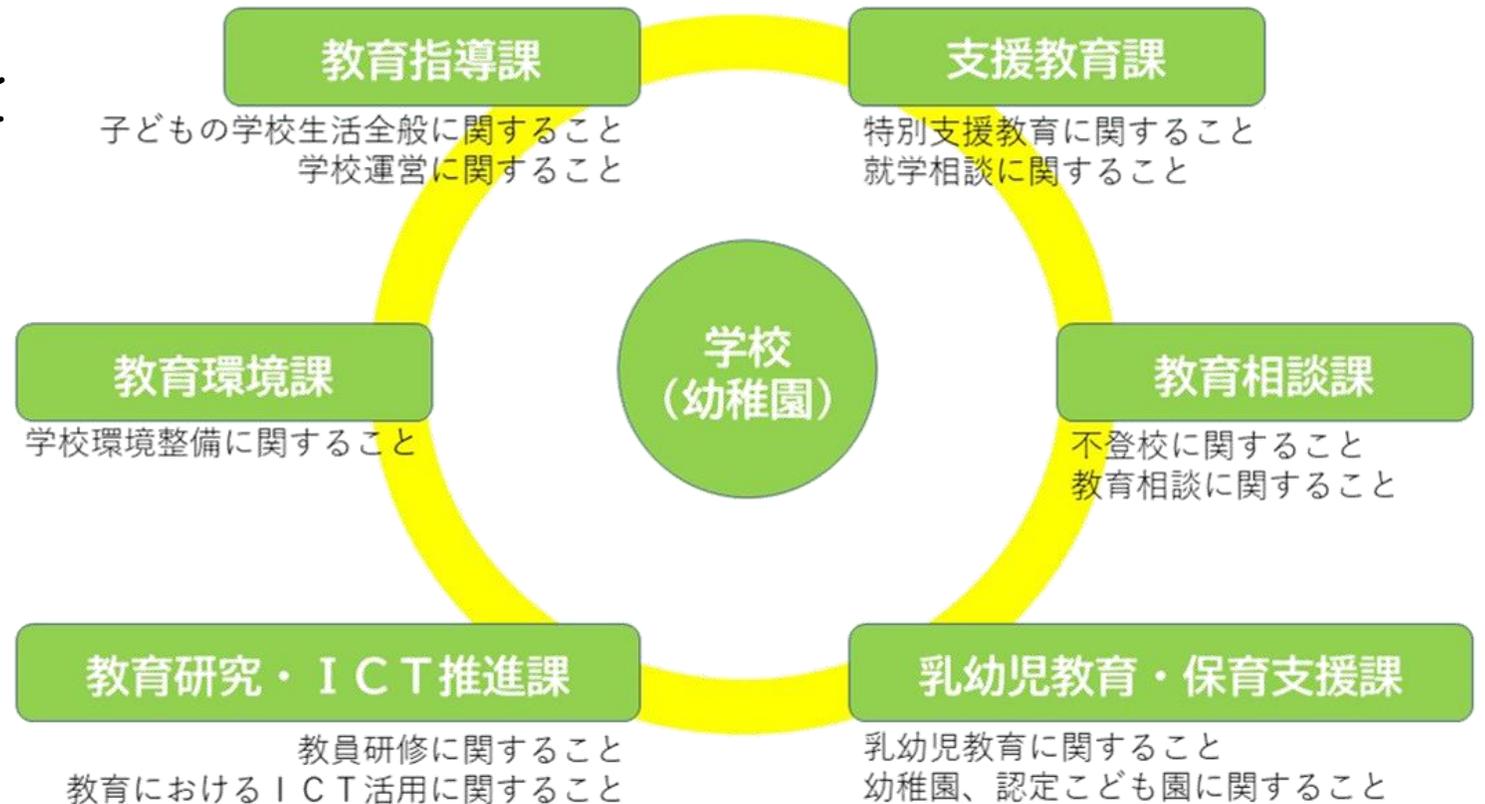
- 
- 
- 



## インクルーシブ教育を推進に向けた役割等について

### 【具体的な取組】

- ・ 教員の人権意識の向上と専門的な知識・技能の獲得に向けた研修実施
- ・ 校内研修の支援
- ・ 保護者・地域社会への情報発信及び理解促進
- ・ 人的支援
- ・ 物的支援
- ・ 外部機関と連携した支援

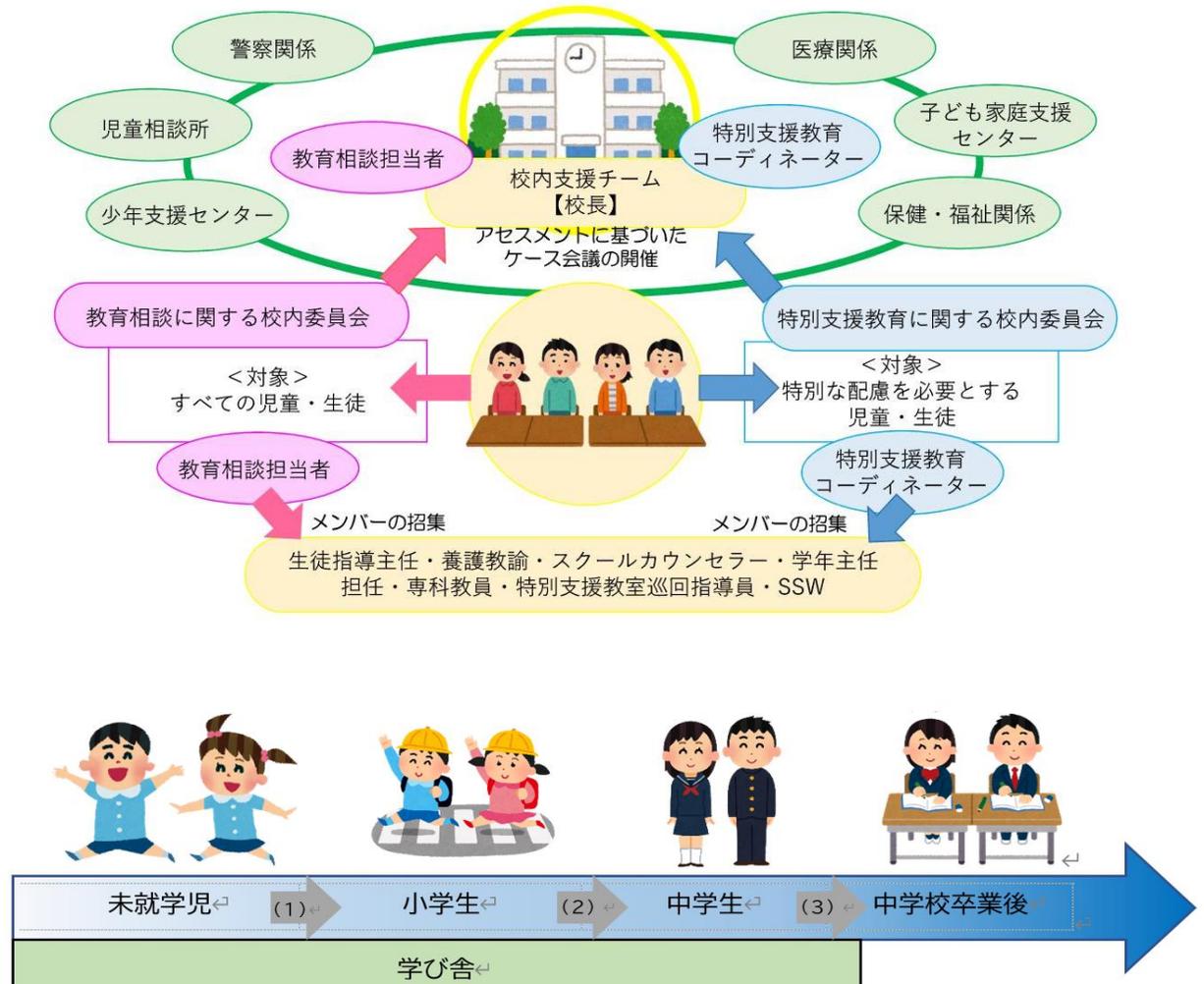


# 学校・幼稚園等

学校や幼稚園の教職員が一丸となって組織的に支援を進めていく必要がある。

## 【具体的な取組】

- ・ 校内支援体制の充実
- ・ 切れ目のない支援
- ・ ユニバーサルデザインと合理的配慮
- ・ 教員の専門性の向上
- ・ 子どもの理解促進



## 参考資料

- 国連の勧告
- 国や都の条例、通知、ガイドライン
- 本委員会に関する資料
- 当事者の声について